

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第190号）

〔特定事件の発生場所適用除外非公開決定審査請求事案〕

（答申日 平成22年6月30日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、平成21年11月12日、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、次の（1）から（5）のとおり5件の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - （1）A署が公表した「平成21年〇月〇日夕方、〇〇台の店舗駐車場で単車の上にヘルメットを乗せたままにして盗まれた」という事件が、何丁で発生したのかがわかる文書。
 - （2）A署が公表した「平成21年〇月〇日昼、〇〇台の団地の敷地内で車のバンパーに傷がつけられた」という事件が何丁で発生したのかがわかる文書。
 - （3）A署が公表した「平成21年〇月〇日、〇〇台の戸建てに、ドロボウが窓を割って侵入。室内が荒らされたが、盗まれたものはなかった」という事件が何丁で発生したのかがわかる文書。
 - （4）A署が公表した「平成21年〇月〇日朝～夜の間、〇〇台の戸建てにドロボウが入り、貴金属類が盗まれた。リビングのガラスが割られていた」という事件が何丁で発生したのかがわかる文書。
 - （5）A署が公表した「平成21年〇月〇日夕方、〇〇台の団地の1室に石が投げられ、窓ガラスが割れた。住人にケガはなかった」という事件が何丁で発生したのかがわかる文書。

- 2 実施機関は、平成21年11月25日、本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、それぞれに非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（公開しない理由）

本件請求に係る行政文書は、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定を適用しないこととされているものである。

- 3 審査請求人は、平成21年12月18日、本件決定を不服として、大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、5件の審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は次のとおりである。

実施機関は、非公開の理由として「訴訟に関する書類」に該当すると主張しているが、これに該当するものはすべて非公開ということになる。即ち、すべての書類が非公開となる。刑事事件は原則公開が常識である。刑事訴訟法第53条を拡大解釈して、公開による公益性を否定するものである。丁目まで公表しても匿名である限り個人情報に侵害しているとは断定できない。現にB署など他署では丁目まで公開しており、個人情報の侵害は出ていない。むしろ、より身近な情報を公開する方が住民の防犯意識が高まる。

第四 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の主張は次のとおりである。

1 実施機関の意見

(1) 本件決定の妥当性について

ア 条例第40条について

刑事訴訟に関する書類及び押収物については、(ア)刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、(イ)裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、事件終結後においては、刑事訴訟法第53条及び刑事確定訴訟記録法に基づき、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき裁判所に対する準抗告の手続によることとされるなど、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件及び開示手続等が自己完結的に定められていること、(ウ)典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、刑事訴訟法第53条の2の規定により、国の情報公開法の適用除外とされている。

本条は、この刑事訴訟法第53条の2の規定を受けて、刑事訴訟に関する書類等を保管している警察等の業務の全国的な斉一性を確保し、刑事司法秩序の維持に資する観点から設けられたものであり、「この条例の規定は、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

そして、刑事訴訟法上、「訴訟に関する書類」とは、裁判所が事件記録として編みつけた「訴訟記録」だけでなく、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であれば、不起訴になった事件に関するものも含むと解されていることが認められ、本条の「訴訟に関する書類」についても同様に解すべきである。

イ 本件請求に係る行政文書の条例第40条該当性について

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、犯罪捜査規範（昭和32年7月1日国家公安委員会規則第2号）第61条第1項の規定により、届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないとされており、同条第2項において、前項の届出が口頭によるものであるときは、被害届に記入を求め又は警察官が代書することとされている。

この被害届には、被害の年月日時、被害の場所、被害の模様などの被害状況、被害者

の氏名などの個人情報、犯人や遺留品などの捜査情報を記載することとなる。

本件請求は、特定の犯罪に係る被害の年月日時、被害の場所、被害の模様及び被害金品に係る内容について記録した文書を求めるものであり、これらの情報は、府民が警察に対し犯罪による被害を届け出る情報そのものであることから、本件請求に係る行政文書として被害届を特定したものである。

これら警察の機関に提出される被害届は、刑事事件の捜査に資するため、被害者が犯罪による自らの被害を届け出るものであり、刑事事件に係る捜査の端緒として最も一般的かつ重要なものであって、当該事案が起訴に至った場合には、刑事訴訟法第321条第1項第3号の「被告人以外の者が作成した供述書」に当たり、一定の条件の下に、その証拠能力が認められることとなる。

したがって、本件請求に係る行政文書である被害届は、アで述べたとおり、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することから、同条例の規定を適用しないこととしたものである。

(2) 審査請求人の主張に対する反論について

本件請求に係る行政文書は、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、同条例の規定を適用しないこととしたものであり、条例第8条（公開しないことができる行政文書）、第9条（公開してはならない行政文書）及び第11条（公益上の理由による公開）の該当性を考慮したものではないことから、審査請求人が主張する「丁目まで公表しても匿名である限り個人情報を侵害しているとは断定できない。」「より身近な情報を公開する方が住民の防犯意識が高まる。」等については、条例の適用除外として非公開とした本件決定に対する意見として認められない。

(3) 実施機関の結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 諮問実施機関の意見

本件請求に係る行政文書（被害届）が刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第40条の規定により条例の規定が適用されないことは、既に平成16年11月15日大公審答申第96号において答申されているところであり、条例第13条第2項の規定による本件決定に違法、不当はないものとする。

第五 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条において適用除外事項を規定するとともに、条例第40条において刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」については、条例の適用対象から除外とする旨規定している。実施機関は、請求された情報がこれらの適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならないのである。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として被害届を特定したうえで、被害届は条例第40条に規定する刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することから、条例の規定が適用されないと説明しているため検討したところ、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政文書の特定について

実施機関が本件請求における行政文書として被害届を特定した理由について聴取したところ、以下のとおり認められる。

本件請求は、特定の犯罪事件について何丁で発生したのかが分かる文書を求めているが、言い換えれば、請求書に記載された内容に合致する犯罪発生情報が記載された行政文書の公開を求める請求であると言える。

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、犯罪捜査規範（昭和32年7月1日国家公安委員会規則第2号）第61条第1項の規定により、届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないとされており、同条第2項において、前項の届出が口頭によるものであるときは、被害届に記入を求め、又は警察官が代書することとされている。

この被害届には、被害の年月日時、被害の場所、被害の模様などの被害状況、被害者の氏名などの個人情報、犯人や遺留品などの捜査情報を記載することとなる。

本件請求における特定の犯罪事件についての犯罪発生情報は、府民が警察に対し犯罪による被害を届け出る情報そのものであることから、これらの情報を記録した行政文書として被害届を特定したものである。

なお、実施機関においては、府民が防犯活動を効果的に行えるよう、地域安全情報として、犯罪事件の種別、発生日時、発生場所、被害金品などを電子メールやホームページなどの媒体を通じて提供しているところであるが、通常、実施機関が地域安全情報を提供する際には、個人情報の保護に配慮するとともに、犯罪捜査への支障が及ぶことを防止するため、犯罪被害者などの個人が特定され得るおそれのある情報や詳細な被害状況については提供を控えるなど、慎重な取り扱いに配慮しているところである。

本件請求では犯罪事件の種別、発生日時、発生場所などの情報と合わせ、詳細に被害状況が特定されているが、これらの情報が全て記載された行政文書は被害届だけであり、本件請求に係る行政文書として被害届を特定したものである。

(2) 実施機関の文書特定の妥当性について

実施機関が本件請求に係る行政文書として被害届を特定した理由について、以下検討する。

本件請求は、犯罪事件の発生日時、発生場所、被害の模様及び被害金品などを特定した上で、当該犯罪事件の発生場所について丁目が記載された行政文書の公開を求めるものであると認められる。

現在、実施機関によると、犯罪発生情報については地域安全情報として府民に情報提供

しており、その際に作成された行政文書には、犯罪発生情報が記載されていると説明している。

しかしながら、実施機関は、情報提供を行う際には、犯罪の種別、発生日時、発生場所を主に提供しているが、個人情報の保護や犯罪捜査への支障の防止という理由から、個人が特定されるおそれのある情報や詳細な被害の状況についての情報は記載していないと説明している。

一方、被害届には、被害の年月日時、被害の場所、被害の模様などの被害状況、被害者の氏名などの個人情報、犯人や遺留品などの捜査情報を記載することとなっており、これらの記載内容のうち、被害の年月日時、被害の場所、被害状況については本件請求で特定された犯罪発生情報と同様の情報と認められる。

以上のことから、犯罪事件の種別、発生日時、発生場所と合わせて、詳細な被害状況が記載された行政文書は被害届だけであるとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、本件請求における実施機関の文書特定は妥当であると認められる。

(3) 条例第40条について

「訴訟に関する書類」については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、情報公開法の制定に際し調整措置として改正された刑事訴訟法第53条の2の趣旨にのっとり、条例の適用対象から除外するのが条例第40条の趣旨である。

刑事訴訟法においては、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護の観点から、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること等から、その公開、非公開の要件及び手続について完結的な制度が確立している。したがって、これらの書類に記載された情報の公開・非公開は、情報公開制度ではなく刑事司法手続として、司法機関である裁判所によりその適正が確保されるべきであると考えられる。

「訴訟に関する書類」とは、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、司法警察員・弁護士その他の第三者の保管している書類も含むとされており、捜査段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれであっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、「訴訟に関する書類」に該当すると考えられる。

(4) 被害届の条例第40条該当性について

警察の機関に提出される被害届は、被害者が犯罪による自らの被害を届け出るものであるから、刑事事件に係る捜査の端緒として最も一般的かつ重要なものであると考えられ、当該事件が起訴に至った場合には、刑事訴訟における重要な証拠書類となり得るものであると考えられる。

以上のことからすると、被害届は、実施機関が刑事事件に係る捜査のために取得し、保管している文書であると認められる。

そして、「訴訟に関する書類」には裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、警察が保管しているものも含まれることから、被害届は条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

以上(1)～(4)で述べたところにより、実施機関が本件請求に係る行政文書として被

害届を特定し、被害届が条例第40条に規定する「訴訟に関する書類」に該当するとして、条例の規定を適用せずに本件決定を行ったことは妥当であると認められる。

3 結論

以上のおりであるから、本件審査請求には理由がなく、「第一 審査会の結論」のおり答申するものである。

(主に調査審議に関与した委員)

鈴木秀美、岩本洋子、大和正史、野呂充